

第15次北本市地名地番整備事業・事務局(案)

※街区割りについては、「街区方式による住居表示の実施基準」に準拠するため、恒久的な道路、河川、水路、鉄道等によって定め、丁目の数については概ね4又は5丁目に留めるのが適当であるとなっています。従来の町の名称(当該地域の歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を含む)に準拠して定めることが基本となっています。

街区割り(案)

街区割りについては、未整備地域をA街区・B街区・C街区の3つの街区として街区割りとしています。行政区域を基本に次の理由から3つの街区からなる案としました。(別添・予定区域区割り(案)参照)

①A街区

区域：台原(区画整理区域を除く)

東22(全域)

東5(西2地区の一部を含み、区画整理区域を除く)

町名：(仮)緑3丁目～

理由：南大通線に近い地区については、「緑」を継承し、緑3丁目以降とする案となっています。これは、整備をするにあたり「街区方式による住居表示の実施基準」に準拠するため、一つの街区は概ね4又は5丁目に留めるのが適当であることを根拠としています。先行実施した「緑」は1・2丁目と少ない丁目数となっているため、また、当該区域は中央緑地を擁する区域でもあることから、これに続き南大通り線を挟んだ南側の区域を「緑3丁目以降」とする案としています。

※参考 第9次地名地番整備事業で審議会が緑と町名決定した理由

・「緑」という町名が第9次事業の区域変更をする以前から有力な町名候補として出され、変更後も依然として候補に挙げられ関係住民の多くが望んでいる町名であると考えられること。また、この地域の実態を見ても緑が多く、解脱会の森などは将来的にも残されていくであろうということを考え合せた場合、町名「緑」が妥当であるとしたものです。

②B街区

区域：久保特定土地区画整理事業区域

西2（一部を除く）

台原の一部

東5の一部

二ツ家1の一部

南団地の一部（調整池、住居なし）

町名：事務局案なし

理由：久保特定土地区画整理事業区域は区画整理により地番を新たに付することから、住民の手続きの煩雑性及び混乱を招かないためにも換地処分の際に地名地番整備を行うことが適当との理由から一つの街区とし、換地処分の時期（平成37年度）を待って実施することが望ましいと考えます。

③C街区

区域：東原団地（全域）

京王（全域）

二ツ家1の一部（区画整理区域を除く）

南団地（一部、調整池を除く）

三菱（全域）

町名：事務局案なし

理由：（仮）緑3丁目以降及び久保区画整理地区を除いた区域となっています。圏央道等の計画道路で分断されますが、小さな街区をいくつも作るのは好ましくなく、また面積的に適当と思われることから1つの街区としての案としています。

※区域、町名は審議会で決定し、市へ答申した後に議会での承認受け、実施準備に入る流れとなります。

審議会で区域、町名について事務局案を叩き台として検討いただき、区域案が決まった段階で、その区域の代表者（主に自治会長）を臨時の審議会委員として委嘱

します。臨時委員を含めて検討した後、各地区に持ち帰っていただき、事務局が中に入り説明会を開催し、地区の意見や要望を出していただくこととなります。その後、各地区の意見、要望を基に最終的に区域、町名の決定となります。

《課題》

1. 区画整理事業

①久保特定土地区画整理事業

西2地区(一部を除く)を中心に台原、東5、二ツ家1丁目、南団地、三菱の各一部を含んで区画整理事業が進行中です。

※換地処分時に併せて区画整理地区の地名地番変更を実施するのが効率的です。

②その他区画整理事業

これまでに台原、東5、東22等で区画整理の話があり、地名地番整備実施にあたり課題となっていました。現在は区画整理の話は消滅しています。

2. 圏央道及びその他の都市計画道路

地名地番整備実施予定地域には、圏央道をはじめとした都市計画道路建設の予定があります。圏央道は三菱地区を、他の計画道路は複数の地区をまたがり建設予定となっています。過去には南大通線の開通で自治会が分断され地区活動に支障が出たとの話が出ています。

基本的には地名地番整備により行政区は変更しない方向性ですが、地区によっては一部変更の必要性も考えられます。

3. 旧暫定逆線引き地区

市街化区域から調整区域に変更となっていた台原、下原、考戸の一部の地区が平成22年2月に市街化区域に編入され、現在は地名地番整備実施の環境は整ったと言える状況です。

4. 新駅構想

三菱地区内には新駅設置の構想があり、駅前広場の拡幅や道路形態等により地名地番整備へ少なからず影響が出ることが考えられます。

5. 過去における住民及び審議会意見

《住民からの主な全般的意見》

- ①現在の地名がなくなる。地名案に賛成できない。
- ②自治会が分断、または再編成されてしまう。(自治会館、行政サービス)
- ③予定区域ではなく、隣接の町に編入したい。(自治会、コミが分断されない)
- ④区域割りが納得いかない。
- ⑤神社の境内地の町名をのこしたい。(飛び地)
- ⑥3尺農道も恒久的な道路であり、区域割りの基準にしてほしい。
- ⑦町名が紛らわしい。(高尾の東に西高尾)・・・高尾1丁目整備事業
- ⑧市がどのような計画を持って進めているかわからない。

《当該地域における審議会での主な意見》

- ①緑3丁目以降を続けるか。
- ②計画道路で町が分断されないか。分断された場合は、隣接区域の編入が可能か。
- ③自治会、コミ、学校圏域の問題が強い。
- ④西2地区は(久保)区画整理事業が始まっている。
- ⑤※台原地区は、暫定逆線引地域である。
- ⑥東22、東5地区は区画整理が検討されている。
- ⑦南団地、京王は圏央道の影響があるのでは。
- ⑧東原団地、京王は他地区との入り組みがある。